

平成 18 年 5 月 30 日

## 重点安全研究の評価の実施要領（案）

### 1．はじめに

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が原子力安全委員会が定める「原子力の重点安全研究計画」等に沿って実施する安全研究（以下「重点安全研究」という）の中立性・透明性を確保するため、研究計画、研究内容及び成果の活用等の評価を行う。

本実施要領は、かかる重点安全研究の評価の実施方法を定めるものである。

### 2．安全研究審議会の設置

重点安全研究の評価を実施するため、安全研究審議会（18(規程) 第 4 号、以下審議会という）を設置する。

### 3．実施時期

審議会の開催は、原則年 2 回（5 月、11 月頃）とする。

### 4．評価対象

原子力安全委員会の「原子力の重点安全研究計画」（平成 16 年 7 月 29 日原子力安全委員会決定）及び「日本原子力研究開発機構に期待する安全研究」平成 17 年 6 月 20 日原子力安全委員会了承）を踏まえ、同委員会からの技術的課題の提示又は規制行政庁からの要請等を受けて機構が実施する 7 分野（規制システム分野、軽水炉分野、核燃料サイクル分野、放射性廃棄物・廃止措置分野、新型炉分野、放射線影響分野、原子力防災分野）の重点安全研究を評価の対象とする。

### 5．評価内容とスケジュール

#### (1) 年度評価

審議会では、年度毎に前年度の成果と当該年度以降の実施計画について、研究計画（位置付け、設定目標、進め方）、研究内容（進捗状況、成果）、成果の活用（見直し、成果の公開を含む）、計画見直しの必要性等について審議・評価を行う。

#### (2) 中間評価

平成 20 年度開催の審議会では、機構の中期計画期間の中間点として、進捗状況（17～19 年度の成果、達成見直し）、成果の活用（見直し、成果の公開を含む）、計画見直しの必要性等について審議・評価を行い、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 17 年 3 月 29 日内閣総理大臣決定）」（以下、大綱的指針）に基く研究・開発評価の「中間評価」として取りまとめる。

### (3) 事前評価

平成 21 年度開催の審議会では、第 2 期中期計画期間における重点安全研究課題の実施計画について審議・評価を行い、大綱的指針に基く研究・開発評価の「事前評価」を取りまとめる。

### (4) 事後評価

平成 22 年度開催の審議会では、第 1 期中期計画全期間における重点安全研究課題の成果及び成果の活用等について審議・評価を行い、大綱的指針に基く研究・開発評価の「事後評価」として取りまとめる。

## 4．評価用資料

評価用資料は、前項に示す評価の視点等を踏まえた構成及び内容とする。また、安全研究センターに設置された安全研究委員会（17 全(通達) 第 2 号）の討議内容を参考とする。評価用資料は委員会開催前に全委員に配布しておくこととする。

## 5．評価の方法

評価は、評価対象課題毎に、評価の視点毎の評価、及び総合的な 5 段階評価（5：特に優れている、4：優れている、3：普通、2：やや劣っている、1：劣っている）を行うとともに所見を付記する。

## 6．評価結果及び答申

評価結果は委員長が委員の査読を経て評価結果報告書として取りまとめ、理事長に答申する。

## 7．審議会及び評価結果の公開

審議会は、原則公開とする。また、評価結果報告書は原則公開とする。

## 8．その他

その他、審議及び報告書作成に係り必要な事項は、審議会の議決により定めるものとする。